

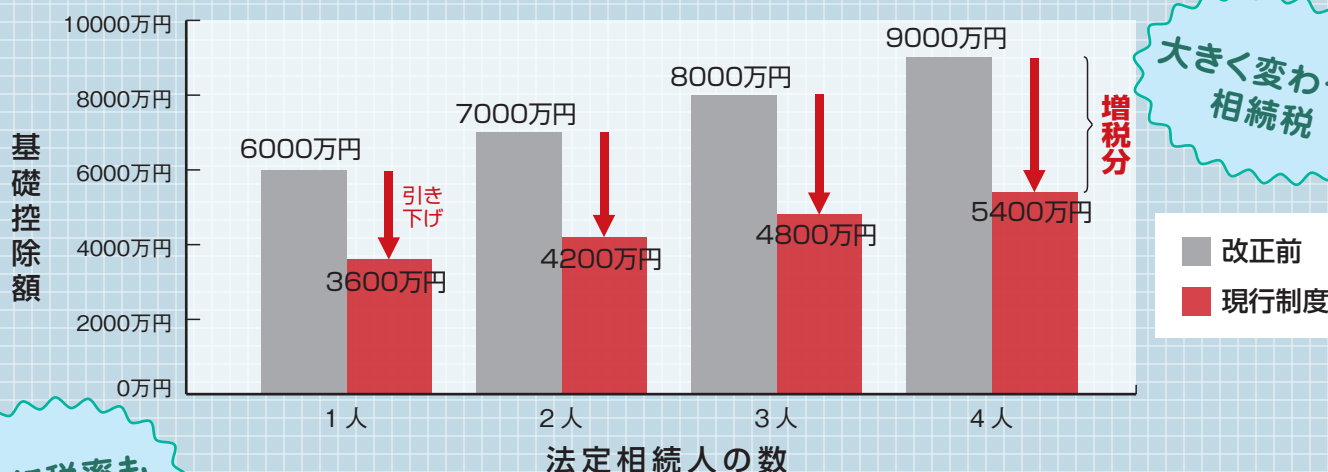
相続税が大増税時代に!!

相続診断はお済みですか？

平成27年1月1日より、相続税の税制改正が施行され、課税対象者が拡大しています。

基礎控除額の引き下げで3600万円超から相続税を支払う可能性が(平成27年改正)

| 平成26年12月31日まで | 平成27年1月1日から |
|---------------------------|--------------------------|
| 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数 | 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 |



大きく変わった相続税

増税分

改正前
現行制度

さらに税率もアップ!!

*上記の金額以上の相続財産があっても、配偶者特別控除などで相続税がかからない場合もあります。

基礎控除額の引き下げで、これまで相続税がかからなかった方達も...



私はかかる?かからない?



こんな皆様の声にお応えして「相続に関する相談窓口」をオープンいたしました!



相談までは...

の方は下記サイトで情報を入手しよう!

相続に関するプチ知識習得小冊子プレゼントのご案内もございます!

個別相談のお申し込みは下記までご連絡を!

アセットドクター

検索

<http://www.assetdoctor.jp/>